



Title	韓国公正取引法における最近の動向
Author(s)	鄭, 浩烈; 李, 妍叔//訳
Description	特集 : 国際金融危機と東アジア経済法の現状
Citation	新世代法政策学研究, 8, 137-150
Issue Date	2010-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44561
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP008_008.pdf



韓国公正取引法における最近の動向

鄭 浩 烈
李 妍 叔 (訳)

目 次

- I はじめに
- II 実体法の側面について
- III 執行および救済手続について
- IV おわりに

I はじめに

独占禁止法は、個人主義と自由主義に基づいた近代市民社会の経済的秩序の根幹を形成する。言い換えれば、この法律は、市場経済の番人、ひいては市場経済秩序そのものであるとも言えよう。

韓国の公正取引法（独占規制および公正取引に関する法律の略称、以下同様。訳者注）は、1980年に制定されてから現在まで、継続的かつ積極的に変化し続けてきた。とりわけ、1980年代末の対外市場開放と1997年末のアジア経済危機の経験を通して、国民経済の運用が市場機能を大きく強化する方向へと再編された。さらに、1980年前半から始まった世界的な規制緩和の趨勢の影響下で、韓国公正取引法の運用は長期間にわたって活潑な発展を見せたと評価できよう。とくに、少数の大規模企業グループによる経済力集中の抑制施策としての公正取引法は、他の国では見られない重要な政治的意味を持つようになった点も忘れてはならない。

他方、2008年2月にスタートした新政権は、経済再生をその政策方針とすることで、前政権の競争政策と異なる変化を求めている。以下は、韓国

公正取引法関係制度において、この2年間に成された主な改編事項および法執行の面での努力を幾つかに分けて検討してみることにする。

II 実体法の側面について

1. 独占力の濫用行為について

今まで事業者の単独行為（unilateral acts）に関する法律改正の議論は継続的に行われてきた。法律は、不正な取引行為の禁止の他に、独占事業者の市場力濫用行為も禁止しており、公正取引委員会は、市場構造の改善をあまり期待できない不正な取引行為禁止へと、その問題関心が集中してきたことは事実である。

そのうち多く議論されたのは、不正な取引行為に関する公正取引委員会の法執行は、独占事業者の市場支配的地位の濫用行為の規制をより重視するべきであり、不正な取引行為のうち、競争制限と関係のない項目は裁判所による司法統制へと変更すべきである、という主張である。すなわち、私人間の民事紛争において競争当局の介入は必要としないことである。したがって、このような主張には、不正な取引行為に対して行政救済ではなく司法手続による民事的救済を行い、競争当局は独占力濫用行為に集中することによって、今までの単独行為に対する法執行のパラダイム自体を根本的に見直す意味も含んでいる。

また、市場支配力の濫用行為の禁止との関連で、立法技術の次元での努力も行われた。すなわち、市場支配的地位を濫用する行為を禁止する方法と関連して、現在の限定的列挙主義の立法に代わって、一般条項の性質を持つ本文を導入することにより、個別の類型を例示化する必要があるという主張もあり、価格の濫用行為と関連して、商品の価格が供給に必要な費用より著しく高い場合（もちろん、商品の価格や利益率が同種あるいは類似業種の通常レベルに比べて著しく高い場合も）は、明文化するべきであるという主張もあった¹。

¹ 2007年8月の施行令改正案第5条第1項（公正取引委員会第2007-19号立法予告）を参照されたい。

2. 企業結合統制について

2-1. 企業結合の審査基準の改正

2007年末に、企業結合の審査基準が改正された（改正2007. 12. 20、公正取引委員会告示第2007-12号）。安全地帯（safe harbor）の設定基準を、従来のCR3（上位3社集中度）方式からHHI（Herfindahl Hirschman Index）基準へと変更したのである。すなわち、公正取引委員会は、すでに1990年代後半から企業結合に関する事件においてHHIによる市場集中度分析を一般的に採用しており、判例もそれを尊重してきたが、2007年末の企業結合の審査基準の改正を通じてCR3基準を切り捨てるようになった。

セーフハーバーの設定により、一定の基準を満たさない企業結合については、実質的に競争を制限しないというふうな推定される。ただし、簡易審査対象として原則的に申告内容の事実のみを確認し申告書類を受け付けた後、15日以内に審査結果を申告者に通知する（同基準Ⅲ）。

水平型企業結合の市場集中度分析に関して²、HHIによる分析を公式的に採用しながら、アメリカの1992年の水平合併ガイドライン（1992 Horizontal Merger Guideline）と意図的に差別化している点に注意する必要がある。

合併後のHHIが1200以下である場合は寡占的ではない市場、HHIが1200超2500以下の場合はある程度寡占的である市場（moderately concentrated market）、またHHIが2500以上の場合に高度に寡占的である市場（highly concentrated market）というふうな規定している。そして、結合の類型ごとにセーフハーバーが再設定されている。すなわち、水平型企業結合においては、結合後のHHIが1200未満の場合、HHIが1200超2500未満で増分が250未満の場合、またHHIが2500以上で増分が150未満の場合で分けている。垂直型企業結合と混合型企業結合については、当事会社に関わる市場においてHHIが2500未満かつ当事会社のシェアが25%未満である場合、あるいは

² 市場集中度の分析は、審査基準の文言によれば、「企業結合が競争に及ぼす影響を分析する出発点としての意味を持つ」ている。その他に、市場集中度の変化の推移、結合当事会社による単独の競争制限の可能性、海外競争の導入水準および国際的競争状況、新規参入の可能性（参入障壁の存在と内容）、競争事業者間の共同行為の可能性、類似品および隣接市場の存在等の、諸事情を総合的に考慮し、当該事件における競争制限性を個別的に判断しなければならない。

は当事会社がシェア 4 位未満の事業者である場合へと改正された³。

安全地帯を導入する目的は、M&A 統制に対する市場の負担を軽減しつつ、公正取引委員会の限られた人的資源と財源を、競争制限性のある企業結合に対する審査に集中的に取り入れ、法執行の効率性を高めるためである。

2-2. 企業結合の申告および審査手続

2007年7月に行われた法改正において、公正取引委員会による企業結合規制と専門規制当局による許可手続の二重負担を軽減するための規定が導入された。すなわち、公正取引委員会に対する企業結合申告の他に、他の法律による認可申請も行わなければならない場合、公正取引委員会や主務官庁（例えば、知識經濟部、金融委員会、放送通信委員会）のうちの一ヶ所で書類を受け付ければ、他の所においても申請済とみなし、公正取引委員会や主務官庁は直ちにその書類を送付しなければならない（公正取引法第12条の2第1、3、5項）。

3. 不当共同行為について

3-1. 「行政指導が介入した不当共同行為に対する法執行指針」の制定

不当共同行為に対する法執行において重要な問題の一つは、事業者らが行政指導に従ったり、あるいはこれに関連して行われた不当共同行為をどう処理するかである。これに関しては、多々の議論と判例が形成されている⁴が、未だにその法理は確定されずにいる。こうした状況の中で、2006年12月に、16の主要部署からの意見収斂を通して公正取引委員会はこの指針を制定したが、法理の定着まではまだ多くの課題が残っているように思われる。1999年、公正取引委員会は、「法令上、具体的な根拠のある行政指導によりカルテルが誘発された場合には、法令に従った正当な行為であ

³ 垂直型企業結合と水平型企業結合のセーフハーバーに関しては、HHI 基準を基本としつつ、CR4 方式が部分的に採用されたと言えよう。

⁴ 大判 2005.1.28, 2002号12052; 大判 2003.3.14, 2001号939; 大判 2003.2.28, 2001号946, 2001号1239; 大判 2002.5.28, 2000号1386; 大判 2002.3.15, 99号6514, 6521; 大判 1999.2.23, 98号15849; ソウル高判 1992.1.29, 91号2030 等。

るとみなし、公正取引法の適用を除外する」という執行原則を制定したことがある。2006年に制定された法執行指針⁵は、この執行原則を基本的に維持しつつ、行政指導とカルテルの間の因果関係を重視している⁶。

新たな指針における核心的な部分は、「Ⅲ、行政機関が事業者間の合意を誘導する行政指導を行った場合に対する法執行原則」であり、その内容は以下のものである⁷。

① 行政機関が法令上の具体的な根拠なしに事業者らの合意を誘導する行政指導を行った結果、不当共同行為を招来したとしても、その不当な共同行為は原則として違法である。

② 以下のいずれの場合も、法第58条（法令による正当な行為）に該当するとし、公正取引法を適用しない。

A. 他の法令において、事業者が法第19条第1項各号の1に該当する行為を行うことが許されている場合

B. 他の法令において、行政機関が事業者に法第19条第1項各号の1に該当する行為を行うことを行政指導できるように規定しており、行政指導の目的、手段、方法等が根拠となる法令に適合し、事業者らがその行政指導の範囲内で行為した場合

C. その他の場合には、事実上の拘束力のある行政指導が不当な共同行為の動因となる場合に限って、課徴金軽減事由となり得る。

もちろん、行政機関が事業者らに個別的に行政指導を行ったとしても、事業者らがこれを機に、不当共同行為の類型に属する事項について別途の合意をした場合には、不当共同行為に該当する（同指針Ⅳ.1）。

3-2. 不当共同行為の推定条項の改正

公正取引法は1986年以降から特有の不当共同行為の推定条項（公正取引法第19条第5項）を設けており、カルテル事件においてこの条項は広く活

⁵ 2006.12.27制定、公正取引委員会例規、第42号を参照。

⁶ 行政指導は、事実上の拘束力を前提とする点において、行政指導と事業者の行為の間の因果関係を強調することが果たして合理的であるかという点に疑問がある。因果関係というより、行政指導の存廃問題として考える余地があるからである。

⁷ 公正取引委員会2007年白書64-67頁参照。

用されてきた。アメリカの意識的並行行為（conscious parallelism）の法理と対照的であるこの制度は、行為の外形的一致と競争の実質的制限があれば、事業者らの間の不当共同行為として推定できる。

この制度は、カルテルに対する証拠の確保が難しい点を勘案して、カルテル関連法執行の実効性を高めようとする立法趣旨が反映されてはいるが、無実の事業者らが推定から逃れるためには過度な立証負担を負わなければならない側面を持っており、法理上、多々の議論が行われてきた。まず、競争制限性とは、行為の共同性が立証された後に当該行為に対する規範的評価を行うものであるため、推定の前提として競争制限性を要求するのは論理的に矛盾が生じるとする主張が提起された⁸。次に、推定の対象において、それが不当共同行為そのものなのか、合意なのか、あるいは行為の不当性に関するものなのかについて、必要のない論争を誘発した。

ここで、共同行為の外形と行為の共同性を裏付ける状況証拠がある場合には、事業者間の合意を推定すると、その文言を変更した。改正の結果、推定の対象は当事者の合意であることが明らかになり、競争制限性は推定の要件から除外された。以下、分かり易くするために、新旧条文を引用する。

A. 改正法第19条第5項の文言

「二つ以上の事業者が第1項各号のいずれに該当する行為を行った場合、当該取引分野または商品・用役の特性、当該行為の経済的理由および波及効果、事業者が接触の回数・様態等、諸事情に照らして、その行為をその事業者らが共同で行ったと見ることができる相当な蓋然性がある場合には、その事業者らの間に共同で第1項各号のいずれに該当する行為を行うことを合意したと推定する」。

B. 旧法第19条第5項の文言

「二つ以上の事業者が一定の取引分野において、競争を実質的に制限する第1項各号の1に該当する行為を行っているとき、同事業者間にそのような行為を行うことを約束した明示的な合意がない場合にも、不当な共同行為を行っている」と推定する」。

⁸ 大法院の判例は、推定するために立証されるべき当該行為の競争制限性とは、合意が推定される前の状態の競争制限性であるとした。大判2002. 3. 15. 99号6521。

3-3. 自発的申告者に対する減免制度の補完

自発的申告者に対する減免制度、いわゆる Leniency Program は、その導入以来、活潑に利用されてきた⁹。制度の趣旨は、カルテルに関わった事業者が公正取引委員会の調査が開始する前に自発的に申告し、調査開始後にその調査に協力する場合、是正措置や課徴金等の公正取引委員会の制裁においてその免除や軽減を受けられるようにすることである。この制度の整備過程を年代別に整理すると以下の通りである。

1997年、この制度を導入した当時には、減免の要件を「調査が開始される前に最初に不当共同行為を自発的に申告した事業者」と規定したが、減免申請の手續や減免の程度に関する規定は設けてなかった。2001年に入って、調査開始後に協力した者に対しても減免申請ができるようにし、要件を満たす場合、減免を保障したが、その具体的な減免の程度については、事業者らは予測できなかった。2005年になって、第1番目に自発的に申告した者に対して、課徴金を全面免除し、第2番目の申告者に対しては課徴金の30%を軽減するなど、具体的な減免程度を法令に明確に規定するようになった。2006年には、書面による減免申請以外に、口頭による減免申請をも例外的に設け、2007年には自発的な申告者等に対する守秘義務が強化された。また、以前は、施行令において、調査公務員が申告者や協力者の同意無しにその身元や申告内容を他人に提供したり漏泄したりしないように規定したが、現在は、公正取引法第22条の2において、公正取引委員会およびその所属公務員が訴訟遂行等の施行令が定める場合を除いて、身元、申告内容等を事件処理と関係のない者に提供したり漏泄したりしないように、法律で明確に規定した。同時に、申告者の申出がある場合には、当該事件を分離して審理・議決することができる根拠を施行令に盛り込んだ（施行令第35条第3項）。施行令の改正を通じて、第2番目の申告者または調査協力者に対する課徴金軽減比率を従前の30%から50%に上向調整し、共同行為の強要者に対しては減免対象から外した。

⁹ 1999年から2004年までの間には、年に1、2件程度の利用度であったが、2005年と2006年には7件、2007年には9件の減免制度適用事例があった。減免制度に適用されたカルテル事件に対する課徴金賦課総額は、およそ4,551億ウォンに達している。公正取引委員会2008年白書201-203頁参照。

Leniency Program の補完と関連する今後の立法課題としては、申告者に対する告発免除規定を新設し、訴訟上の必要を除いての申告者の身元・申告内容に対する秘密保護を強化すること等である。

4. 経済力集中抑制について

4-1. 相互出資の禁止基準に対する上向調整

2008年、公正取引法施行令の改正を通じて、相互出資制限企業グループの指定基準が資産総額 2 兆ウォンから 5 兆ウォンに上向調整され（施行令第17条第 1 項本文および第 5 号）、同時に、指定除外の資産基準も 1 兆 4 千億ウォンから 3 兆 5 千億ウォンに上向調整された（施行令第21条第 7 項第 1 号、第 2 号）。また、企業結合申告を行うべき企業の資産、あるいは売上額基準も 1 千億ウォンから 2 千億ウォンに上向調整された（施行令第18条第 1 項）。

4-2. 出資総額制限の推移

2007年 4 月の法改正を通じて、出資総額規制が緩和された。出資総額制限の適用対象となる企業グループを資産総額 6 兆ウォン以上の企業グループから 10 兆ウォン以上の企業グループ（令第17条第 2 項）に修正し、同制度の適用対象の会社を出資総額制限企業グループに属するすべての会社から資産 2 兆ウォン以上の核心系列会社に限定し（2007年 7 月改正施行令第17条の 9 の第 2 項）、出資限度も純資産の 25% から 40% に上向調整し、規制を大幅緩和した（公正取引法第10条第 1 項）。

2008年 2 月に再編された新政権は、経済力集中抑制装置のうち、出資総額規制制度自体を廃止する法案を現在推し進めている。2008年 4 月15日の立法予告案（公正取引委員会公告第2008-10号）においては、同意命令制度の導入と同時に、出資総額制限制度を廃止し持株会社規制を再び緩和する改正案が提出されている。出資総額制限を政府の直接的な事前規制のレベルで廃止する代わりに、事後的市場監督機能を活性化するレベルで大規模企業グループの当該企業グループの一般的現状、株式所有現状、特殊関係者との取引現状等を公示させる条項も改正案に盛り込んでいる（同改正案第11条の 4）。

4-3. 持株会社規制の変化

1998年、持株会社制度が制限的に解禁された以降、基本的に持株会社規制は緩和されてきた。とりわけ、2007年 4 月に行われた公正取引法改正を通じて、子会社および孫会社の持分の要件が緩和され（上場会社は 30% から 20% へ、非上場会社は 50% から 40% へ）、持株会社の負債率の限度を 100% から 200% へと緩和させた¹⁰。また、2007年 8 月の改正においては、子会社が孫会社を保有するための、事業関連性の要件を廃止し、孫会社が 100% の持分を保有した場合には曾孫会社が許され、持株会社が非系列会社の持分を 5% 以上所有するのが禁止されていたが、持株会社の SOC 法人に対する出資は、持株会社を非系列会社の 5% 以上の持分所有禁止対象から外した。

2008年に入って、持株会社関連規制に対する緩和が再び推し進められている。まず、2008年 4 月の改正案においては、持株会社負債率の 200% 制限と、持株会社が非系列会社の株式を 5% 以上保有するのを禁止する条項を削除し、設立・転換時の持株会社の行為制限に対する猶予期間を最大 4 年から 5 年に延期し、一般持株会社の孫会社が国内系列会社の株式所有禁止に対する例外を拡張する内容を盛り込んでいる。持株会社への転換を促進し持株会社に対する技術的規制を緩和する本改正案は、2009年 1 月現在、国会に提出されている状態である。

そして、2008年12月末の立法予告案にはもっとも重要な内容が盛り込まれている。それは、銀行法等の金融関連法制が維持してきた金産区分（金融と産業を区分する）を緩和する案が推進されることによって、公正取引法の金融持株会社と一般持株会社の区分を除去することである¹¹。同時に、曾孫会社保有制限を緩和し、子会社や孫会社と同一の最低持分要件、すなわち、上場会社 20%、そして非上場会社 40% を同様に適用するように

¹⁰ 資産総額から負債額を引いた金額の 2 倍を超える負債額を保有することができない（法第 8 条の 2 の第 2 項第 1 号を参照）。

¹¹ 持株会社は、金融会社と非金融子会社を同時に率いることができるようにするものの、一般持株会社の金融子会社は非金融孫会社を、非金融子会社は金融孫会社を所有できないようにして、金融会社と非金融会社の間における直接的な出資関係を断絶させている（改正案第 8 条の 2 第 2 ～ 7 項を参照）。

してある。

Ⅲ 執行および救済手続について

1. 概観

近年、公正取引委員会は、カルテルの根絶のために多くの力を入れてきた。こうした努力、すなわち、開発経済時代から残存していたカルテル的な慣行を除去することは、韓国の市場経済秩序を一層高めることに貢献した。過去2年間において、油類、砂糖、氷菓子類、損害保険と生命保険等の分野に存在していたカルテルを規制するために、高額な課徴金制度を実施したが、その中でも10個の合成樹脂製造会社の11年にわたる価格談合事件がもっとも規模が大きかった¹²。また、市場支配力の濫用に関しては、独占企業が自分の市場支配力を濫用し、所属代理店に対し売場の移転、拡張および営業人員の雇用を制限した事例について、市場支配的地位の濫用行為として高額な課徴金を課した。また、他にも総合有線放送事業者とインターネットモールの市場支配力の濫用の事例があり¹³、製菓業者と大型病院の間の薬品取引におけるリベートという慣行について、不当な顧客誘引行為として製菓会社が異例に高額な課徴金を課された事例もあった¹⁴。

また、公正取引法の執行システムの改善に関して、過去数年間において政策上の努力も行われてきた。すなわち、公正取引委員会の是正措置を中心とした執行パターンから離れて、徐々に多様な事件処理手続を導入し、公正取引委員会による公的執行の実効性を高め、調査権限を合理的に補完し、市場自律監視機能を十分に活用するレベルから、私的執行を活性化するための案を継続的に研究することである。以下において、詳しく説明することにした。

2. 不公正な取引行為に対する調停制度の導入

民事紛争としての性質が強い事案、主に不公正な取引行為に関する事件

において、申告者の申出を前提にした上で、申告者と被申告者が互いに合意して紛争を解決する調停制度が導入された。調停を通して紛争を解決する場合、被申告者は公正取引委員会による行政措置、すなわち、是正措置や課徴金賦課処分という手続を省略できるため、不公正な取引行為による被害の救済において実効性を高めることができる。これによって、公正取引委員会が構造的な競争制限問題への取組みをより集中的に行えるメリットを期待した。

このように、2007年の法改正を通じて、この手続を主管する機関である韓国公正取引調停院が設立された。調停院の主な業務は、不公正な取引行為（法第23条第1項）および加盟事業者間の紛争の調停、市場・産業の分析および事業者の取引慣行と態様についての調査および分析、公正取引委員会から委託された事業を遂行する等である。調停院は資本金のない特殊公法人として、公正取引法の定めた事項以外のものについては、民法の財団法人に関する規定を準用する（公正取引法第48条の2）。

調停院の内部に設置された公正取引紛争調停協議会¹⁵は、紛争調停の手続を行い、紛争当事者の署名・捺印のある調停調書が作成されれば、当事者の間において調停調書と同一の内容の合意が成立されたとみなす（公正取引法第48条の8）。また、調停調書は、紛争当事者が自ら合意した結果に基づいて、紛争調停協議会が作成することもできる。調停調書が作成され、当事者がその合意事項を履行した場合、公正取引委員会は公正取引法による是正措置や是正勧告をしてはならない。なお、当事者は合意を履行した後、その結果を公正取引委員会に提出しなければならない（公正取引法第48条の8の第3項、第4項）。

紛争調停協議会は、2008年2月4日から正式に運営され、7月31日まで338件の調停申請を受けたものの、そのうち、210件はすでに処理済であり、約23億1千3百万ウォンの被害救済を行ったと報告されている¹⁶。

¹² 公正取引委員会2008年白書208-216頁参照。

¹³ 公正取引委員会2008年白書150-166頁参照。

¹⁴ 公正取引委員会2008年白書233-238頁参照。

¹⁵ 委員長は、公正取引調停院の院長が兼任し、委員長を入れて7人以内の構成員で構成される。

¹⁶ 公正取引調停院 Homepage、2009年1月14日現在の掲示資料による。

3. 同意命令制度の導入推進について

同意命令制度は、基本的に被審人と競争当局の間の合意を通じて、競争制限の状態を解消する制度として、被審人と競争当局の間の合意に基づく紛争解決制度として機能する。

この制度の導入において、対内的要因と対外的要因の二つの背景がある。前者については、公正取引委員会による一方的な行政措置以外に、他の多様な事件処理手続を導入することによって、市場機能の制約や競争制限の状況を可能な限り効率的かつ迅速に救済できるシステムを作る必要がある点が指摘されてきた。後者については、2007年に妥結された韓米自由貿易協定（FTA）において、両国は競争秩序の迅速な回復のための制度的基盤を整備することに合意したが、同意命令制度の導入は、まさにこうした文脈の中で提起されたものである。

同意命令制度に関する主な内容は以下のとおりである。すなわち、公正取引委員会から調査または審議を受けている事業者は、当該行為の事実、当該行為の中止およびその他救済措置、取引相手方や消費者の被害を救済または予防するための方案を書面形式で公正取引委員会に提出し、公正取引委員会は当該方案の適切性を認める場合、調査や審議の手続を経ずに、事業者の提出した市場方案と同一の措置である、同意命令を命ずることができる。同意命令のためには、一定の期間を設け、関係行政機関、検察総長、申告人その他利害関係者に意見を述べたり、資料を提出したりする機会を与える。また、同意命令の適用対象について、2008年8月の改正案では、義務的な告発事項を除外している（同改正案第51条の2の第1項）¹⁷。なお、同意命令を行うのにあたって、公正取引委員会の会議を経なければならないし、事業者が同意命令を履行しない場合には、履行強制金を課することができる救済手続が含まれている（同改正案第51条の3、4）。

同意命令の手続を簡単に整理すると、事業者は、被審人の申出、審査官と被審人の間の協議手続、利害関係者の意見収斂を踏まえた協議案を公正取引委員会に提出し、公正取引委員会がそれを審議・議決する、という順番で行われ、最後に、公正取引委員会の議決を通じて同意命令が確定される。

¹⁷ 2007年8月の改正案は、不当な共同行為を除外したのである。

2007年下半年から同意命令に関する立法活動が行われ、2008年4月に立法予告（公正取引委員会公告第2008-10号）に入り、2008年7月に同意命令を盛り込んだ公正取引法の改正案が国会に提出された。同意命令の導入は、政治的に与野党が対立する事項ではなく、韓米FTAから生まれたものであるため、特別な事情がない限り、立法化されることが予想される。

4. 法違反行為の通報者に対する褒賞金支給制度等について

公正取引法の違反行為を申告または通報し、これを立証できる証拠を提出した者に対し、褒賞金を支給することができる（2004年12月改正法第64条の2）。

褒賞金支給対象となる行為としては、不当な共同行為、新聞告示の違反行為、大規模小売業告示の違反行為、不正な取引行為のうちの不当な支援行為、事業者団体の禁止行為等（令第64条の6の第1項）がある。褒賞金支給対象者は、法違反行為を通報し、それを立証できる証拠を最初に提出した者に限り、法違反事業者は除外される（令第64条の6の第2項）。褒賞金の支給期限は、申告または通報した行為が法違反行為であると認められた日から3ヶ月とするが、異議申し立てがある場合には裁決の日から起算して3ヶ月とする（令第64条の6の第3項）。また、褒賞金の支給に関する事項を審議するために、公正取引委員会は申告褒賞金審議委員会を設けることができる（令第64条の6の第6項）。

不当な共同行為に対する申告褒賞金制度は、2002年7月から施行された。リニエンシーと同様、申告褒賞金制度は社会構成員間の不信感または密告を助長する批判もあるが、内密に行われるカルテルへの摘発と是正において、この制度は大きな貢献をしていることは評価できよう。2007年末まで支給されたカルテル申告褒賞金は315,196千ウォンに達し、合計9件である。そのうち、2007年の砂糖製造会社3社によって行われた不当な共同行為の申告に対し2億1千万ウォンの褒賞金が支給された¹⁸。

¹⁸ 公正取引委員会2008年白書206-207頁参照。

IV おわりに

持株会社に関する規制のような特定事項において、多少の紆余曲折があったとは言え、過去30年間における韓国の競争政策は、法制度や執行の面において大きな変化を遂げてきた。伝統的な独占禁止関連制度を継続的に整備することによって、国際的整合性が高められ、公正取引委員会の法執行における予算や人材の面も大きく発展した。

また、事業者らは、公正取引委員会の是正措置や課徴金賦課処分に対し、自由に行政訴訟を提起できるようになった。このようなプロセスを通じて、公正取引法の関連市場は、韓国の法律サービス市場の一角を占めるようになり、学界はもちろん、法曹実務界において相当の数の専門家が養成されている。

代議民主主義国家において、市場機能と競争政策についての観点は、各政派によって異なる。また、市場経済である以上、必ず波動を引き起こし、それによって大企業政策を盛り込んでいる独占規制法の執行にも変化が生じるのは当然なことである。周知のとおり、アメリカのシャーマン法は、120年の歴史において、周期的な変化とともに、動的な発展を遂げてきた。経済再生を目指す韓国の新政権は、経済力集中の抑制の政策において大きな変化をもたらすであろうと予想される。しかし、不当な共同行為の規制や濫用の性質を持つ単独行為の規制においては、従前の法執行制度と大きく異なることはないと考えられる。